

義援金を支払った場合の税務上の取扱い (法人の場合)

- 会社などの法人が、熊本地震により被害を受けられた方を支援するために支払った義援金の税務上の取扱いについては、義援金（寄附金）の区分によって、次のとおりとなります。

| 義援金（寄附金）の区分 | 法人税の取扱い |
|---------------------|--|
| ① 被災した地方公共団体に対する寄附金 | 支払った額の全額が損金算入 |
| ② 財務大臣が指定した寄附金 | |
| ③ 特定公益増進法人に対する寄附金 | 一般の寄附金とは別枠で、寄附金の合計額と一定の特別損金算入限度額のいずれか少ない金額まで損金算入 |
| ④ 認定 NPO 法人等に対する寄附金 | |
| ⑤ 一般の寄附金（上記以外） | その法人の資本金や所得に応じた一定の限度額まで損金算入 |

※ 寄附金の損金算入限度額の計算方法などについては、国税庁ホームページ掲載の「暮らしの税情報『寄附金を支出したとき』」をご覧ください。

【http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm】

(ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き>パンフレット「暮らしの税情報」>寄附金を支出したとき)

- 具体的な義援金の支払例と税務上の取扱い

- ・ 熊本県下や大分県下の災害対策本部に対する義援金 ⇒ ①被災した地方公共団体に対する寄附金
- ・ 日本赤十字社が被災者支援のために受け付ける義援金（平成 28 年熊本地震災害義援金など）
⇒ ①被災した地方公共団体に対する寄附金
(注) 日本赤十字社に対して支払った義援金であっても、例えば、日本赤十字社の事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されないもの（財務大臣が指定した寄附金に該当しないものに限り）は、特定公益増進法人に対する寄附金に該当します。
- ・ 公益社団法人・公益財団法人に対する義援金（その法人の主たる目的である業務に関連する義援金に限ります。）
⇒ ③特定公益増進法人に対する寄附金
- ・ 被災地域の救援活動等を行っている認定 NPO 法人等に対する義援金（その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する義援金に限ります。） ⇒ ④認定 NPO 法人等に対する寄附金
(注) 認定 NPO 法人等とは、特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人をいいます。
- ・ NPO 法人（認定 NPO 法人等以外のもの）、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等に対する義援金
⇒ ⑤一般の寄附金

- 損金算入するための手続

地方公共団体に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、法人税の確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

－ 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp －